

上山市中小企業人材養成事業補助金

お問合せ先 上山市商工課 023-672-1111（内線181・183）

従業員の研修を行う中小企業へ補助金を交付します。

◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ**中小企業または個人事業主**で、**製造業**を営む者

◆補助対象枠・補助対象経費

○一般枠

市内企業が**従業員**を各種研修機関が開催する**研修へ派遣**する事業
対象経費：**受講料・教材費**

○オーダーメイド枠（事業実施前にご相談ください）

市内事業所へ**講師等を招いて**従業員に対する**研修を実施**する事業。
対象経費：**連携した研修機関等から請求を受けた事業実施費**

※業務に就業する上で免許又は資格取得を義務付けられている研修については、労働安全衛生法第61条に定める技能講習に限る（下記のとおり）

床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、
ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、
車両系建設機械(解体用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、
不整地運搬車運転技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習、
ボイラー取扱技能講習

◆交付額

- 一般枠：対象経費の**2分の1**以内の額（1人当たり上限3万円）
- オーダーメイド枠：対象経費の**2分の1**以内の額
（1人当たり上限3万円, 1企業当たり上限20万円）

◆申請・お問い合わせ先

上山市商工課企業誘致推進室 電話：023-672-1111（内線181,183）
メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp